国又は地域	単位	旅券法（以下「法」という。）第２０条第１項第１号の処分に係る手数料（10年旅券）	法第２０条第１項第２号の処分に係る手数料（5年旅券）	処分の申請をする者が１２歳未満であるとき	法第２０条第１項第３号の処分に係る手数料（限定旅券等）	法第２０条第１項第４号の処分に係る手数料（渡航先追加）	法第２０条第１項第５号の処分に係る手数料（査証欄増補）	法第２０条第１項第６号の処分に係る手数料（渡航書）
チ　リ	ペソ	84,000	58,000	31,500	31,500	8,500	13,000	13,000
ドミニカ共和国	ペソ	6,375	4,380	2,390	2,390	635	995	995
トリニダード・トバゴ	ドル	890	610	335	335	90	140	140
ニカラグア	コルドバ・オロ	3,828	2,632	1,435	1,435	383	598	598
ハイチ	グルド	6,670	4,580	2,500	2,500	670	1,040	1,040
パナマ	バルボア	145	100	55	55	15	23	23
パラグアイ	ガラニ	667,000	458,000	250,000	250,000	67,000	104,000	104,000
ブラジル	ヘアル	356	244	133	133	36	56	56
ベネズエラ	ボリバル	890	610	330	330	90	140	140
ペルー	ヌエボ・ソル	421	289	158	158	42	66	66
ボリビア	ボリヴィアーノ	1,000	688	375	375	100	156	156
ホンジュラス	レンピラ	3,107	2,136	1,165	1,165	311	485	485
メキシコ	ペソ	1,950	1,340	730	730	200	310	310